

第 29 回コーデックス総会へ向けた日本政府の意見 (カドミウム最大基準値案 (ステップ 8) に 関する日本政府の意見)

日本政府は、以下の理由から、第 29 回総会が、海産二枚貝（カキ及びホタテガイを除く）、頭足類（内臓を除いたもの）の基準値案 2 mg/kg と精米中のカドミウム基準値案 0.4 mg/kg を、それぞれ最終採択することを強く支持します。

一般的な事項

1. 「コーデックス食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）により適用されるリスクアナリシスの原則」のpara 8 では、CCFAC は、リスク管理に関する総会に対する勧告を、食品中の自然毒や汚染物質に関する JECFA のリスク評価に基づいて行うことと規定しています。「食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTF)の 1.4.3 節でも、CCFAC の決定の際の FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）の評価の必要性が記述されています。
2. GSCTF の附属書類 I では「基準値原案は合理的に達成可能な範囲でできるだけ低く設定する。毒性学的な見地から受け入れ可能であれば、食品生産及び貿易・取引における不要な中断を避けるため、最大基準値は最近の十分な技術を用いて生産された食品の通常の変動幅よりやや高いレベルに設定されること」（ALARA（As Low As Reasonably Achievable）の原則）と記述されています。

具体的な事項

3. 入手できる分析データは、JECFA の評価や ALARA の原則に照らして、精米の基準値 0.4 mg/kg 及び海産二枚貝や頭足類の基準値 2 mg/kg が妥当なものであることを示しています。
4. 第 27 回総会は、CCFAC に対して、第 64 回 JECFA の評価結果を考慮することを依頼しました。第 64 回 JECFA は、異なる最大基準値によるカドミウムの総摂取量への影響は極めて小さいと結論し、また、カドミウム総摂取量が暫定週間耐容摂取量（PTWI）7 µg/体重 kg/週の 40～60% しかないことから、コーデックスの最大基準値案を適用したことによる 1～6 % の変化は人の健康上のリスクの観点から影響はほとんどないとししました（JECFA/64/SC）。
5. これらの科学的な知見に基づいて、第 38 回 CCFAC は、精米に関する基準値 0.4 mg/kg と海産二枚貝、頭足類の基準値 2 mg/kg が消費者の健康を十分に保護するものとして、ステップ 8 に進めることに合意しました。